

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和7年10月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基本診療料		初診料……267 未届出……240	再診料……58 未届出……44	医療DX	医療DX推進体制整備加算(加算1～3：電子処方箋要件あり、加算4～6：電子処方箋要件なし) ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算種別が異なる。()内はマイナ保険証の利用率。	
	通信機器利用時	233	51			
	明細		+1			医療情報取得加算《初診時》(月1回)…+1 医療情報取得加算《再診時》(3月に1回)…+1
	外安全 1	+12	+2	医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》	
	外感染 1	+12	+2		歯科疾患管理料 ……100 初診月 ……80 フッ化物洗口指導加算 (4歳以上16歳未満) ……+40 文書提供加算* ……+10 総合医療管理加算 ……+50 長期管理加算 (初診月から6月を超えた管理及び指導) 口管強保険医療機関 ……+120 左記以外 ……+100	回復期等口腔機能管理計画策定料* (リハ実施医療機関からの依頼に基づき管理計画を策定) ……300 回復期等口腔機能管理料* (回復期等口腔機能管理計画策定料算定月から月1回) ……200
	外感染 2	+14	+4		小児口腔機能管理料* (18歳未満の児童が対象) ……60 口腔機能管理料* (口腔機能の低下を来している者) ……60 【小機能、口機能共通事項】 口管強 ……+50 通信機器利用時 ……53	根面う蝕管理料 (月1回) ……30 エナメル質初期う蝕管理料 (月1回) ……30 【根C管、Ce管共通事項】口管強 ……+48
	時間外	+85	+65		歯科衛生実地指導料 1 (15分以上の指導、月1回) ……80 歯科衛生実地指導料 2 (月1回又は月2回の合計で15分以上の指導) ……100 【実地指1・2共通】口腔機能指導加算 (口腔機能発達不全又は口腔機能の低下を来している患者) ……+12	診療情報提供料 (Ⅰ)* ……250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、以下に紹介した場合の加算 ……+100 歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 ……+100
	休日	+250	+190		歯周病患者画像活用指導料 ……10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り) ……+10	診療情報提供料 (Ⅱ)* ……500
	深夜	+480	+420		新製有床義歯管理料* (装着月1回)困難…230 左記以外…190	連携強化診療情報提供料* ……150
	乳	+40	+10		周術期等口腔機能管理計画策定料* ……300 (手術等に係る一連の治療中1回)	歯科特定疾患療養管理料 (月2回) …170 通信機器利用時…148 共同療養指導計画加算* (1回限り) ……+100
	乳時間外	+125	+75		周術期等口腔機能管理料 (Ⅰ)* 手術前 (1回限り) …280 手術後 (3月以内、計3回) …190	歯科治療時医療管理料 (1日につき) ……45
	乳休日	+290	+200		周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ)* 手術前 (1回限り) …500 手術後 (3月以内、月2回) …300	退院時共同指導料1 歯援診1・2及び歯援病 ……900 上記以外 ……500 特別管理指導加算 ……+200
	乳深夜	+620	+530		周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ)* (放射線治療、化学療法 (予定患者含) 又は緩和ケアを受ける患者) (月1回) ……200	歯科遠隔連携診療料 (3月に1回) ……500
	特 1	+175			周術期等口腔機能管理料 (Ⅳ)* (周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から3月以内は月2回) ……200	診療情報等連携共有料1 (歯科以外の保険医療機関又は保険薬局への情報提供依頼、3月に1回) ……120 診療情報等連携共有料2* (歯科以外の保険医療機関に情報提供した場合、3月に1回) ……120
	特 2	+250			長期管理加算 (周Ⅲ、Ⅳ共通) (周術期等口腔機能管理計画策定料の算定から6月を超えて管理を行った場合) ……+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更時はその都度) ……4 患者の要望で手帳に記載した場合 ……+3
	特 3	+500				
	特連	+150				
	特地	+100				

在宅医療	歯科訪問診療料（１日につき）（初・再診料を含む）							歯科訪問診療における特掲診療料の加算																																		
			同一建物に居住する患者数					訪問診療のみ算定	抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得（連合・特殊） 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得（連合・特殊）、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は（ ）の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は≪ ≫の点数を算定する。																																
			訪問1 （１人）	訪問2 （２～３人）	訪問3 （４～９人）	訪問4 （１０～１９人）	訪問5 （２０人以上）																																			
	診療時間 （１人につき）	20分以上	1100 ＜1090＞	410 ＜400＞	310 ＜300＞	160 ＜150＞	95 ＜85＞																																			
		20分未満		287 ＜277＞	217 ＜207＞	96 ＜86＞	57 ＜47＞																																			
											訪問診療 ＋ 特別対応加算	外来における特別対応加算と同様の算定	・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は（ ）の点数を算定する。※光学印象及び充填は除く。																													
	※初診料注１の未届医療機関は< >の点数で算定する																																									
	歯科訪問診療料への加算																																									
			歯科訪問診療１～５						歯科訪問診療１のみ																																	
			歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	患者の状態による加算			診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算																														
	特１	特２				特３	併算定不可																																			
	歯援診１／歯援診２ 歯援病		同一建物居住者	＋50	＋300	＋175	＋250	＋500	１時間超、 30分または 端数を増すごと ＋100	加算1 ＋9 （電子処方箋要件あり） 加算2 ＋8 （電子処方箋要件なし） （加算1、2とも月1回）	＋100	＋100																														
			上記以外	＋115																																						
	口管強 保険医療機関		同一建物居住者	＋50								＋300	＋175	＋250	＋500	１時間超、 30分または 端数を増すごと ＋100	加算1 ＋9 （電子処方箋要件あり） 加算2 ＋8 （電子処方箋要件なし） （加算1、2とも月1回）	＋100	＋150																							
			上記以外	＋115																																						
上記以外の 歯科診療所		同一建物居住者	＋30	＋300	＋175	＋250	＋500	１時間超、 30分または 端数を増すごと ＋100	加算1 ＋9 （電子処方箋要件あり） 加算2 ＋8 （電子処方箋要件なし） （加算1、2とも月1回）	＋100	＋100																															
		上記以外	＋90																																							
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 0～9歯…400 10～19歯…500 20歯以上…600 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 ……………600 【（小児）在宅患者訪問口腔リハ共通事項】 口管強…＋75 歯援診1…＋145 歯援診2…＋80 歯援病…＋145 （小児）在宅歯科医療連携加算1（歯科医師からの情報提供） ……＋100 （小児）在宅歯科医療連携加算2（医師等からの情報提供） ……＋100 在宅歯科医療情報連携加算（月1回） ……＋100												通信画像情報活用加算 ……＋30 訪問歯科衛生指導料（20分以上、月4回まで） 1人 ……362 2人以上9人以下 ……326 左記以外 ……295 複数名加算（患者又は家族の同意） ……＋150 歯科疾患在宅療養管理料 歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200 文書提供加算 ……＋10 在宅総合医療管理加算 ……＋50 在宅歯科医療連携加算1（他の歯科医師からの情報提供） ……＋100 在宅歯科医療連携加算2（医師等からの情報提供） ……＋100 在宅歯科医療情報連携加算（月1回） ……＋100												在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1（他の医療機関）2（介護施設）3（障害児入所施設等）…各100 在宅患者歯科治療時医療管理料（１日につき） ……45 在宅患者連携指導料（月１回） ……900 在宅患者緊急時等カンファレンス料（月２回） ……200 フッ化物歯面塗布処置（１口腔につき） 在宅等療養患者（う蝕多発傾向者） ……110（165） 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（月1回） ……130（195） 非経口摂取患者口腔粘膜処置（月２回） ……110（165）																		